また、本路線沿線の自治体の長等からなる四国西南地域道路整備促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　高知県幡多郡黒潮町役場

○北海道開発局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月七日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町飽別基線一六番一〇から同市阿寒町飽別基線四一番四まで	前	一九・五メートル～四五・九メートル	二・二キロメートル
	後	一九・五メートル～四七・五メートル	二・二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月七日

北海道開発局長　今　日出人

○国土交通省告示第千三百九十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十八年十二月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　栃木県上塩原地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

栃木県那須塩原市上塩原

字下平	二八三番一
	二八三番六
	二八二番一
	二七六番三
字地徳原	一四五番一三四
	一四五番七九
	一四五番一三一
	一四五番一四
	一五六番三
	一四八番一九三
	一〇三〇番一四
	一〇三〇番一五
字病所ノ上	一八三番
字畑向	一八六番二
	一四三番

	一号及び十六号
	二号
	三号
	四号
	八号
	九号
	十号
	十一号
	十二号
	十三号
	十四号
	十五号
	五号
	六号
	七号

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道苫前郡初山別村字豊岬二八一番七から同村字豊岬三六番二まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道苫前郡初山別村字初山別二九七番三地内	〃
二百七十五号	北海道雨竜郡沼田町字北竜二一二番一三〇から同町字沼田一一〇番七八まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百七十六号	北海道岩内郡共和町国富二一七九番から同町国富三九番三まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年十二月七日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＴＰＰ関連予算とＴＰＰ発効との関係に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

東海再処理施設のずさんな管理に対する政府の認識に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

議事日程

十二月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十五号

平成二十八年十二月六日（火曜日）

午後一時開議

第一　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）

第二　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（第百八十九回国会、細田博之外七名提出）

第三　無電柱化の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）

第四　自転車活用推進法案（国土交通委員長提出）

第五　道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十二月五日衆議院から次の議案が送付された。

無電柱化の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）（衆第九号）

自転車活用推進法案（国土交通委員長提出）（衆第一〇号）

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第一一号）

議案付託

十二月五日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

官民データ活用推進基本法案（衆第八号）

内閣委員会に付託

質問主意書提出

十二月五日議員から次の質問主意書が提出された。

災害発生時における保健師の役割に関する質問主意書（石井苗子提出）（第四九号）

航空関連産業に係る政府予算と税制に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第五〇号）

質問主意書転送

十二月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問主意書（山本太郎提出）（第四五号）

平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第四六号）

トランス脂肪酸の規制等に関する質問主意書（伊藤孝恵提出）（第四七号）

シベリア抑留問題の現状に関する質問主意書（那谷屋正義提出）（第四八号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する